議案第70号

公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和７年12月９日

三朝町長　松　浦　弘　幸

公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例

（学校校舎等使用料条例の一部改正）

第１条　学校校舎等使用料条例（昭和29年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第２条　学校校舎等の使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。	第２条　徴収すべき使用料の額は、別表による。
第３条　学校校舎等を使用しようとする者は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。	第３条　学校校舎等を使用しようとする者は、３日前に三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、許可を受け、別表に定める料金を使用前に納めなければならない。

（小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料） 第５条　研修会施設の使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。 ２　略 ３　略	（使用料） 第５条　研修会施設の使用料は、別表に定めるところによる。 ２　使用料は、使用を承認するときに徴収する。 ３　略 ４　略

（三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年三朝町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料） 第５条　研修会施設の使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。 ２　略 ３　略	（使用料） 第５条　研修会施設の使用料は、別表に定めるところによる。 ２　使用料は、使用を承認するときに徴収する。 ３　略 ４　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の学校校舎等使用料条例、第２条の規定による改正後の小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例及び第３条の規定による改正後の三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用の許可又は承認を受けるものから適用し、施行日前に使用の許可又は承認を受けたものにあっては、なお従前の例による。